平成２７年（フ）第１３８号
茨城県笠間市鯉淵6655番地50　菊地住宅２号
債務者　山内　昌信
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
岐阜県加茂郡富加町高畑623番地69
債務者　福田　美幸
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第９７号
兵庫県高砂市荒井町日之出町５番19号
債務者　藤本東洋男
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９８号
兵庫県高砂市荒井町日之出町５番19号
債務者　藤本　千昭
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２０号
兵庫県姫路市北原572番地　Ｔ＆Ｆ96　207号
債務者　津留さつき
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市御立西２丁目８番31号
債務者　池田　良美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市上井町１丁目135番地　コスモハイツ105号、旧住所鳥取県倉吉市上井町１丁目１番地　スナックイーブ内
債務者　黒田美智夫
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第３６１号
広島市中区舟入中町３番31―901号
債務者　筒井　順子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７０号
広島市西区己斐上２丁目32番18号
債務者　高田　邦雄
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１６号
福岡市早良区百道１丁目33番５号
債務者　千田　愛菜
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４１号
福岡市南区西長住１丁目11番12号
債務者　西村　俊則
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５３号
福岡市東区馬出５丁目24番５号
債務者　境　　忠
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７号
秋田県鹿角市尾去沢字新山33番地　新堀住宅Ｅ―３―６、前住所秋田県鹿角市花輪字福士63番地１コーポエレクト202号、前々住所秋田県鹿角市八幡平字湯瀬35番地２レジデンス405号
債務者　工藤　偉大
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第９５号
山梨県甲府市下河原町３番25―113号、前住所山梨県甲府市下飯田４丁目10番２号　コーポ長田６
債務者　鈴木　正毅
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
秋田県大仙市堀見内字西穴沢50番地６
債務者　熊谷多恵子
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第３２号
兵庫県淡路市室津2548番地
債務者　辻　　基良
1　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係